

学校教育推進室だより

東大阪市教育委員会 学校教育部 学校教育推進室 令和2年11月9日
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 TEL06-4309-3268~9

- 東大阪市学校教育基本目標
すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を
- 東大阪市学校教育重点目標
 - 総合的視点に立つ教育の推進
 - 人間尊重に徹した人権教育の実践
 - 信頼に応える学校園経営
 - 学校園・家庭・地域の協働

車いすダンスの公演を実施しました



10月5日(月)、金岡中学校において、中学校区の長瀬北小・長瀬東小の6年生と共に、文化庁の「文化芸術による子供の育成事業(芸術家の派遣事業)」の一環として、ジェネシスオブエンターテインメントの方をお招きし、車いすダンスの公演を実施しました。公演では、元日本チャンピオンの安藤広二さんによる華麗な車いすダンスの演技や講話、子どもの車いすダンス体験がありました。

《ジェネシスメンバーの話を聞く子どもたち》

この事業は、障がいのある人の芸術文化活動(教育)を通じて、車いすダンス体験や実際の障害のある人との出会いから子どもたちの障がい理解や「生きる力」を育成することを目的としています。

車いすダンスの鑑賞の際には、会場全体が集中して鑑賞し、手拍子を打つなど充実した時間を過ごしていました。また、障がいのある人の生い立ちに迫る講話の際には、子どもたちのしっかりと聴くようすが見られ、後のふりかえりの時間でも丁寧に感想を綴っていました。

【子どもたちの声】

- ダンスのパフォーマンスを見ているとき、「命の大切さ」の話を思い出して、感動して泣きそうでした。
- ともに生きることは大事だと思いました。
- 車いすダンスをやっているみなさんの夢の実現に向けて最後まであきらめない姿を心に刻み、これからがんばっていきたいです。



《子どもたちの車いすダンス体験》

インフルエンザを予防しよう

インフルエンザは、「インフルエンザウイルス」によって起こる感染症で小児や高齢者、免疫力の低下している人がかかると、重症化する恐れがあります。

例年11月から3月にかけて流行しますので、しっかり予防をしましょう。

インフルエンザにかからないようにするために

- ・外から帰ったときは、「手洗い」をしましょう。
※手に付着したインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、感染予防の基本です。
- ・室内の乾燥に気を付け、適度な湿度を保ちましょう。
- ・日ごろから十分な栄養や睡眠をとりましょう。
- ・流行期間中は、人ごみを避けましょう。
- ・やむを得ず人ごみに入る場合には、マスクを着用しましょう。



- インフルエンザの主な症状
- ・38度以上の発熱、
 - ・倦怠感など全身症状
 - ・急激な高熱で発症など

インフルエンザを流行させないために「咳エチケット」

咳やくしゃみをする時、しぶきが2メートルほど飛ぶと言われており、しぶきの中にインフルエンザウイルスが含まれていると、周囲の人に感染する恐れがあります。そこで必要なことが「咳エチケット」です。

- ・咳やくしゃみの症状がなくてもマスクを着用しましょう。
- ・鼻汁、たんなどを含んだティッシュは、すぐにごみ箱に捨てましょう。

11月は児童虐待防止推進月間です

いちはやく
189

知らせて守る こどもの未来

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える、最も重大な権利侵害であり社会全体で解決すべき重大な課題です。

全国の児童相談所への児童虐待の相談件数は年々増加しており、子どもの生命が奪われる重大事案も発生しています。東大阪市においても、昨年度の児童虐待対応件数は999件で、前年度より34件増加しており、社会全体で解決していかなければいけない大きな課題です。このような状況から令和2年4月改正の児童虐待の防止等に関する法律では、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とされています。

社会全体での虐待の発生予防、早期発見・早期対応が求められており、皆様の電話一本の相談や通告によって救われる子どもの命があります。通告は子育てに苦しむ保護者への支援の始まりです。通告者や通告内容に関する秘密は守られます。また、通告は匿名で行うこともできます。「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに通告をお願いします。※児童福祉法では、18歳未満の者を児童と定義しています。



児童相談所 いちはやく
全国共通ダイヤル 189

令和2年度 漢字検定受験料補助事業について

事業の概要・趣旨・目的

本市市立小中学校在籍児童・生徒が、日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定を受験する際に日本語・漢字の能力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、検定料の一部を補助するというもの。補助を受けることができる検定は、原則第3回検定（令和3年1月28日～2月14日実施分）で、児童・生徒1人につき年間1回となります。

必要書類・提出期限

公開会場受験者の場合

- 1 申請書
- 2 請求書（口座振替依頼書）
- 3 通帳のコピー
- 4 受験票のコピー

準会場受験者の場合

- 1 申請書
- 2 請求書（口座振替依頼書）
- 3 通帳のコピー
- 4 準会場の責任者による受験証明書

準会場が学校の場合は学校で
まとめて1枚となります。

提出期限：令和3年2月19日（金）

助成額

級	受験料（円）	助成額（円）	実質負担額（円）	級	受験料（円）	助成額（円）	実質負担額（円）
1	5,000	1,750	3,250	5	2,000	1,000	1,000
準1	4,500	1,750	2,750	6	2,000	1,000	1,000
2	3,500	1,750	1,750	7	2,000	1,000	1,000
準2	2,500	1,250	1,250	8	1,500	750	750
3	2,500	1,250	1,250	9	1,500	750	750
4	2,500	1,250	1,250	10	1,500	750	750